



豊監公表第15号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年（2020年）11月11日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

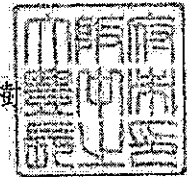


豊 総 法 第 1 4 3 号

令和2年(2020年)10月12日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年10月28日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
総務部 法務・コンプライアンス課	<p>職員が公益通報をする場合の相談窓口は、法務・コンプライアンス課だけであるが、通報しようとする側からすれば、匿名性、職員同士の人間関係、人事評価の問題などがあり躊躇することも考えられ、外部の相談窓口がなければ内部の問題は十分明らかにならないと思われる。</p> <p>弁護士事務所などによる外部の相談窓口の設置について、コスト面も含め、今一度検討されたい。</p>	<p>内部公益通報における庁内設置の相談窓口については、職員同士であれば通報を躊躇されるのではないかとの懸念もございしますが、一方で、市の実務に精通した調査担当部局の職員が通報内容の事実関係の調査、報告を速やかに実施することで、庁内における不正を迅速に発見し、対処することができるともございします。</p> <p>外部通報窓口設置については、他市の外部窓口設置による効果等を調査したうえで、検討を進めてまいります。</p>